

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月23日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 15 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(A)点検において、ポンプ周りの手摺に腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
2	1号機	主復水器(B)渦流探傷検査及び目視検査において、伝熱管5本に表面に変形及び不入管(貝の付着による詰まり)が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
3	1号機	主蒸気隔離弁外側弁のグランド dren 管試験用元弁点検時、弁棒ねじ部より折損したため、当該弁を交換。	D	
4	1号機	主復水器(C)目視検査において、伝熱管6本に表面に肌荒れが認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
5	1号機	高圧用空気圧縮器(B)気水分離器 dren 弁において、弁底部プラグより水の滲みが認められたため、当該弁を点検。	D	
6	1号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)高圧蒸気入口弁用電動弁リミットスイッチ点検時、調整ロッド及びねじ穴のねじ山に潰れが認められたため、当該リミットスイッチを交換。	D	
7	1号機	復水脱塩装置(1)塔樹脂入口弁点検時、駆動部シャフトの位置にズレ(閉のところ開位置になっている)が認められたため、当該駆動部を補修。	D	
8	1号機	タービン補機冷却系熱交換器の海水入口配管において、内面ゴムライニングに剥離が認められたため、当該腐食箇所を補修。	D	
9	1号機	制御棒駆動機構のベント操作に伴う制御棒位置表示器の状態表示において、不良(エラー)が認められたため、当該表示器を点検。	D	
10	2号機	復水ろ過器(1)塔出口流量調整弁(空気作動)点検時、駆動部下部より空気漏れが認められたため、当該駆動部を補修。	D	
11	2号機	取水設備パー回転式スクリーン装置(A)点検において、手摺に腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	2号機	非常用ガス処理系(B)入口流量計の指示値において、指示不良(停止時流量表示)が認められたため、対応検討。	D	
13	2号機	直流電源設備直流250V蓄電池の比重測定において、蓄電池2個の比重に管理値外れが認められたため、当該蓄電池の比重を調整。	D	
14	3号機	事故後サンプリング設備の定例試験(訓練モード)において、サンプル希釈工程で「事故後サンプリング設備異常」表示が発生したため、対応検討。	D	
15	4号機	換気空調補機冷却系主冷凍機(B、C)の運転回数カウンタに動作不良(カウント及びクリアしない)が認められたため、当該カウンタを点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353